

平成 22 年 10 月 12 日

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市特別職報酬等審議会
会長 金 児 暁 嗣

「非常勤の行政委員会委員の報酬のあり方」について（意見）

大阪市長から、平成 22 年 1 月 15 日に、当審議会に対し意見を求められた「非常勤の行政委員会委員の報酬のあり方」について、次のとおり、意見を取りまとめましたので、提出します。

記

1 意見交換にあたっての基本的な考え方

大阪市の行政委員会の非常勤の委員報酬について、当審議会は、地方自治法の趣旨等を踏まえ、以下の考え方により、意見交換を行った。

全ての行政委員会の非常勤の委員報酬について、地方自治法第 203 条の 2 第 2 項の規定に則り、原則、「日額報酬」とする。

ただし、例外的な個別の事情があり、日額報酬とすることにより不都合が生じるものがある場合には、個々に検討、議論する。

平成 22 年度の各行政委員会の予算額を上回らないこととする。

2 具体的な報酬の支給方法並びに報酬額について

非常勤の職である行政委員会の委員の報酬は、生活給としての意味は有さず、純粹に勤務実績に対する反対給付であるものと考えており、審議会に対して求められた「意見」としては、地方自治法の原則に則り、全ての行政委員会の報酬について、以下の考え方により、別紙に示すとおり、日額制に見直すことが適当である。

新たに日額で支給するもの（教育委員会、市及び区選挙管理委員会、監査委員、人事委員会並びに農業委員会）

- ・ 非常勤の行政委員の報酬については、国の非常勤職員に対する報酬の限度額である 35,200 円を基本とする。ただし、この額を委員長及び会長とするか、もしくは委員の報酬単価とするかについては、市としての検討が必要。
- ・ 委員長及び会長については、その職責を考慮し、これまでどおり、委員の報酬額を上回るものとするが、その率については、市としての検討が必要。
- ・ ただし、国の 35,200 円の限度額が、平成 22 年度の人事院勧告を受け、減額改定が実施された場合には、その額を考慮すべきである。
- ・ また、同一の日に当該委員会において異なる勤務があった場合においても、勤務 1 日あたりの日額報酬を上限とすべきである。
- ・ 選挙管理委員会における、区選管については市選管の委員長及び委員、また、監査委員における議選の監査委員については、識見を有するもの者のうちから選任された者との、現行の月額報酬での差を考慮し、検討が必要。
- ・ 農業委員会における総会出席以外の活動については、現行の月額報酬を超えない範囲で日額報酬の単価設定の検討が必要。
- ・ 報酬の支給対象となる勤務は、主として、当審議会に対して示された業務内容など、行政委員会の委員としての活動を行った場合のものとする。
- ・ こうした考え方に基づいて、日額で設定した場合における報酬額の総額において、平成 22 年度の行政委員会の予算総額並びに現行の月額報酬のそれぞれの額を下回る内容とすべきである。

既に日額で支給しているもの（固定資産評価審査委員会）

- ・ 現在、日額報酬での支給額が制度上、委員長が 27,400 円、委員が 21,400 円であるが、ここから、平成 22 年度については、5%を減額し、予算上、その額で支給していることから、現在の 5%の減額値で据え置くべきである。

その他

- ・ ただし、将来的に委員会の活動内容が、常勤に近い実態となった場合には、月額報酬に改めることを否定するものではない。

3 実施時期等

平成 23 年 4 月 1 日から、経過措置を設けずに適用することが適当である。

4 意見交換の経過

大阪市長から、本年 1 月 15 日に、当審議会に対して、「大阪市の行政委員会の委員報酬のあり方」についての「意見」を求められ、本年度において、計 3 回にわたって審議会を開催した。

当審議会においては、各行政委員会の責務、組織、設立根拠やその役割、機能、また、それぞれの行政委員会の職務、職責内容、並びに平成 21 年度の活動状況や、平成 18 年度から 20 年度までの 3 箇年の会議等勤務日数について詳細な資料の提出と報告を求めていたものであり、まず、委員の共通認識、理解を深めるために、直接、各行政委員会の事務局に対して、ヒアリングを行ってきた。

次に、事務局からの他の自治体における日額制への見直しの状況など、詳細な資料の提出と報告を求め、現行の月額報酬を日額報酬に改めるとした場合の、支給方法、あるいは支給水準等について、どのように考えるのが妥当であるのか、という点について集中的に意見交換を行ってきた。

見直しに当たっての基本的な考え方について、それぞれの行政委員会の報酬額が、平成 22 年度の予算額を上回らないこと、また、地方自治法の規定のとおり、原則として日額報酬とすること、この二点を基本とすることを、審議会で確認し、そのうえで、例外的な個別の事情があり、日額報酬とすることにより不都合が生じるものがあるのかどうか、ある場合には、その点を個々に検討する、といった点について、審議会としての共通の理解、認識を確認して意見交換を行った。

その中では、それぞれの行政委員会の役割、職務、職責等については共通して非常に重いものがあり、委員会ごとに差を設け、月額と日額とを線引きすることは難しく、一部の行政委員会から、月額報酬制を維持したい旨の要望もなされたが、月額報酬を維持するまでの、特別な個別の事情や、勤務実態があるとまではいえないとの判断に至った。

また、日額にすることによって、現行の報酬、予算額を上回ることが想定されるようであれば、支給の最高限度額などを設けることにより、歳出の抑制を検討すべきといった意見もあり、そのことによって、市民目線から見ても、理解が得られるものであり、原則、地方自治法の規定に立ち戻り、全て日額とすることが妥当な判断であるという結論に達した。

なお、原則、地方自治法の規定のとおり日額報酬とし、水準については、国の非常勤職員の報酬の限度額である 35,200 円を用いることが、対外的な説明や、市民の方々、あるいは現在の行政委員会の委員の皆様方にもご理解が得られるのではないかと、といった意見があり、また、既に日額報酬となっている固定資産評価審査委員会については、現行の報酬

額を、21年度に引き続いて、22年度についても5%の報酬を減額しており、その額で22年度の予算とされており、また、他の委員会と比較しても報酬が低く抑えられている点などを考慮し、現在の5%の減額値で据え置くべきとしたところである。

そうした点を踏まえ、委員長又は会長、並びに委員の日額の報酬額をどうするのか、実際の支給額を個別にどのように定めるのか、といった点について、その最終的な判断については、大阪市が主体的に決められるべきものとの判断に達したものである。

一方、審議会においてのヒアリングや、各局からの資料を見る限りにおいては、今回の見直しにおいて、常勤と同様の実態とは確かに言えず、日額報酬とする方向についてはやむを得ないが、滋賀県に対する裁判では、月額を支給を必ずしも否定しているものではなく、委員会によって、月額報酬に馴染む勤務実態となるのであれば、月額報酬とすることについての含みを持たしておく方がいいのではないかといった意見もあり、地方自治法で、ただし書きの規定がされていることから、月額報酬に改めることへの余地を残しておくことについて、今後の検討課題とすることを、意見書に加えることも確認した。

以上の点から、大阪市からの要請に対し、諸般の情勢、さらには、他の自治体における見直しの状況や、滋賀県に対する大津地裁、また大阪高裁の判決の状況等を総合的に勘案し、集中的に議論をした結果、前記のとおり意見の申し出を行うものである。

新たに日額で支給するもの

行政委員会		現在の報酬月額		改正後の報酬日額	
		制度上の額	減額後の額		
教育委員会	委員長	439,000円	417,000円	35,200円 注1)	
	委員	364,000円	346,000円		
選挙管理委員会	市	委員長	430,000円	35,200円 注1)	
		委員	355,000円		337,000円
	区	委員長	156,000円	148,000円	注2) 市選管の報酬との 均衡を考慮し検討
		委員	136,000円	129,000円	
監査委員	識見を有する者のうちから選任された代表監査委員		439,000円	417,000円	35,200円 注1)
	識見を有する者のうちから選任された者		364,000円	346,000円	
	市会議員のうちから選任された者		117,000円	111,000円	注2) 識見の報酬との均 衡を考慮し検討
人事委員会	委員長	439,000円	417,000円	35,200円 注1)	
	委員	364,000円	346,000円		
農業委員会	会長	86,000円	82,000円	35,200円 注3) 総会に出席した場 合のみ	
	会長職務代理	59,000円	56,000円		
	委員	51,000円	48,000円		

注1) 35,200円の報酬額を委員長又は会長（識見を有する者のうちから選任された代表監査委員を含む）に適用するか、あるいは委員（識見を有する者のうちから選任された者を含む）に適用するかは市としての検討が必要。ただし、国の35,200円の限度額が平成22年度の人事院勧告を受け、減額改定が実施された場合には、その額を考慮する。

注2) 区選管については市選管との、また議選の監査委員については識見を有する監査委員との現行の月額報酬での差を考慮し検討が必要。

注3) 農業委員会の総会出席以外の活動については、現在の月額報酬を超えない範囲での検討が必要。

既に日額で支給しているもの

行政委員会		現在の報酬日額		改正後の報酬日額
		制度上の額	減額後の額	
固定資産評価 審査委員会	委員長	27,400円	26,000円	26,000円
	委員	21,400円	20,300円	20,300円